令和７年度第１回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日　　令和７年４月１０日（木）
招 集 場 所　　米子市役所旧庁舎６０３会議室
開　　会　　午後１時３０分
出席農業委員　１番　赤尾昇委員　2 番　足立康雄委員　3 番　泉新一委員　5 番　木下壽美子委員
6 番　木村静子委員　7 番　公本英夫委員　8 番　小西淳一委員　9 番　角力委員　10 番　関本五郎委員
11 番　髙橋敦美委員　12 番　宅野真二委員　14 番　田子博康委員　15 番　中本公平委員
17 番　舩越真委員　18 番　安井貴之委員　19 番　米澤美憲委員
欠席農業委員 4 番　岩佐清志委員 3 番　竹中誠一委員 16 番　能登路幸輝委員
出席推進委員　廣東宣明委員　影嶋六郎委員　福田忠雄委員　佐々木知俊委員　大田正夫委員　大縄敬次委員
大塚清徳委員　福長正樹委員　高尾和広委員　中西文子委員　松本裕三委員　本池実委員　大家保委員
尾坂宣雄委員　橋本愼一委員　田中英省委員　髙濱健委員
事　務　局　　古橋事務局長　福田担当事務局長補佐　妹尾係長　道下係長　渡邉主事
傍　聴　人　　無し
日　　程　　１　会長あいさつ
２　議事録署名委員の指名
３　議事
（１）農地法各条申請審議等
ア　第１号　農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条第１項の規定による許可申請に対する許可について
イ　第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ　第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

４　報告事項

（１）農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について

（２）農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について

（３）農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

（４）非農地現況証明について

（５）農地転用現況確認書の交付について

（６）その他

議事開始　　午後１時３０分

議長（角会長）

それでは、第１回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号１４番の田子農業委員と議席番号１５番の中本農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、岩佐農業委員と竹中農業委員と能登路農業委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局

（議案訂正説明）

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。３ページの議案第１号をお願いします。農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第３条第１項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、４ページの番号１の古市から５ページの番号６の尾高について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

３条許可案件について説明いたします。番号１の古市の議案について説明いたします。古市の申請地は国道１８０号線古市池の近くにある田４筆の６，９４０平方メートルの農地を贈与されるものです。

番号２の岡成の議案について説明いたします。岡成の申請地は米子大山線の岡成池近くにある畑１筆の１１９平方メートルの農地を売買されるものです。

番号３の上福原の議案について説明いたします。上福原の申請地は米子警察署の近くにある田２筆の１，６２８平方メートルの農地の各筆の持分１/５を、贈与されるものです。

番号４番の上福原の議案について説明いたします。上福原の申請地については米子警察署近くの田１筆の１，３４１平方メートルの農地の持分１/５を、贈与されるものです。

番号５の車尾２丁目の議案について説明いたします。車尾の申請地は東山公園駅の近くにある田１筆の９９７平方メートルの農地を売買されるものです。

番号６番の尾高の議案について説明いたします。尾高の申請地は米子岸本線の近くにある畑２筆の３２３平方メートルの農地を贈与されるものです。

詳細は議案および３条別紙のとおりです。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号１の古市について、担当委員さんから補足があればお願いします。

福長推進委員

番号１について補足いたします。現地調査は３月２７日に岩佐農業委員と行いました。譲渡人はこの地区に住んでおらず、３０年近く他の担い手に耕作を任せていましたが、昨年その方が亡くなり耕作する人がおらず困っている状況でした。溜池のため、担い手がなかなか来ないという状態でした。隣接耕作者も水稲を作っており、この度贈与で話がまとまりました。問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号２の岡成について、担当委員さんから補足があればお願いします。

尾坂推進委員

番号２について補足いたします。現地調査は４月１日に木下農業委員と行いました。所有者が既に亡くなられており、相続する方はいないが債務がある関係で相続財産管理人がおり、近隣の耕作者に声をかけたところ、売買にて所有権を移転することになりました。特に問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号３と４の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

舩越農業委員

番号３、４について関連していますのでまとめて補足いたします。現地調査は３月２７日に影嶋推進委員と行い、しっかりと管理された状態を確認しました。直接申請人と話をしましたが、当該農地は、先代が亡くなった際、４人兄弟と長男妻の５人の共同名義として相続され、長男夫婦が耕作をしていました。譲渡人は大阪に住んでおり、全員が高齢になってきたということもあり、今後の農業継続について兄弟間で話し合った結果、贈与によって長男夫婦への農地集積をしようということになりました。昨年１２月に総会で申請され承認されたものの残っていたのが今回の案件になります。問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号５の車尾２丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

廣東推進委員

番号５について補足いたします。現地調査は３月３１日に舩越農業委員と行いました。譲渡人は県外に住んでいるため、隣接耕作者でもある譲受人が購入するものです。適切に管理されていますし、これからは一体的に営農していくということでした。問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号６の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

番号６について補足いたします。現地調査は３月３１日に尾坂推進委員と行いました。譲受人と譲渡人はいとこ同士です。譲渡人は県外に住んでおり、譲渡人の母が管理していましたが亡くなったため、この度近隣に住んでいる譲受人に贈与するものです。問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、番号１の古市から番号６の尾高について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、６ページ、議案第２号をお願いします。農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第５条第３項において準用する、第４条第３項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、７ページ、番号１の両三柳について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

番号１の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。４月７日に泉農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成は行わず、現況のまま利用いたします。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。自治会同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。続きまして、番号２の一部と番号３の古豊千について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

番号２の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。４月５日に森中推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ１２０センチメートルのフェンスを設置します。雨水の排水について自然流下後農業排水路で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて、番号３の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅の増築を計画したものです。４月５日に森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高５０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ６０センチメートルの擁壁を設置します。雨水の排水について、農業排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。続きまして、番号４の河岡について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

髙橋農業委員

番号４の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。３月２８日に現地確認を行いました。譲受人は当該農地の向かい側に住んでおり、また家族が当該農地の隣接地に住んでいます。２家族で車５台を所有しており、近接地で駐車場を以前から探していました。造成計画については現状のまま利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。続きまして、８ページ、議案第３号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。それでは、９ページの番号４－１から、１４ページの番号４－５３までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案９ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。１１ページ４－２６から４－２７は、育苗の関係で従来から借りておられた土地の契約更新です。それ以外の９ページ番号４－１から１４ページ番号４－５３は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、まず、９ページの番号４－１から１４ページの番号４－５１までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号４－５２について採決したいと思います。これについては、関係者の泉農業委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号４－５３について採決したいと思います。これについては、関係者の関本農業委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。１７ページの農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、２件を受理しています。１８ページから２０ページの農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、８件を受理しています。次に、２１ページから３８ページの農地法第１８条第６項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、１９件を受理しています。次に、３９ペ

ージの非農地現況証明について、２件を証明しています。最後に、４０ページの農地転用現況確認書の交付について２件を交付しています。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

（事務連絡）

議長（角会長）

これを持ちまして、第１回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後２時１０分